

高知市告示第2号

高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第3条及び第23条の規定に基づき、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの間に高知市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和3年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格等

(1) 市内建設業者（高知市内に主たる営業所を有する建設業者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に参加することのできる者は、一般競争（指名競争）入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、令和3年1月1日（以下「審査基準日」という。）においてアに掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に参加する資格を有しない。

市長は、有資格者を、格付に関する審査（以下「格付審査」という。）の結果を基に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとにA、B、C及びDの4等級のいずれかに格付する。格付は、令和4年6月1日付けで市長が別に定める方法により見直すものとする。

なお、有資格者が他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）と合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業の譲渡があった場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、格付するものとする。ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業法に基づく建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けた場合又は無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）があり、個人として建設業の許可を受けた場合において営業の同一性が認められるときは、有資格個人の格付を承継するものとする。

ア 審査基準日において次の事項のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に参加する資格を有しない。

- (ア) 希望する建設工事についての建設業の許可を受けていない者
- (イ) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (エ) 手形又は小切手の不渡事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (オ) 審査基準日までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金又は国民健康保険料を滞納している者
- (カ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）
- (キ) 高知市内に主たる営業所又は支店若しくは営業所等を有する事業者において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者及び個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者又は新規設立事業者のため高知市から個人住民税の特別徴収義務者として指定通知を受けていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしていない者
- (ク) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

イ 第1号に規定する資格審査及び格付審査に係る審査方法は、次のとおりとする。

- (ア) 資格審査の方法

同号アに掲げる事項のほか、建設業法第27条の29に規定する総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。）等により審査する。

(イ) 格付審査の方法

総合評定値、高知市が発注した建設工事の年間平均完成工事高、工事成績評定、指名停止、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21の認証取得、防災協定の締結又は消防団協力事業所認定、障害者の雇用並びに次世代育成支援企業認証等の取得又は協力雇用主としての登録及び雇用実績の各事項（以下「主観的事項」という。）について市長が別に定める基準により算出した評定値の合計の値を基に行う。

(2) 市外建設業者（市内建設業者以外の建設業者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に参加することができる者は、有資格者とし、格付は行わない。ただし、審査基準日において前号アに掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に参加する資格を有しない。

なお、合併等の場合は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行う。

2 提出書類

(1) 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

(2) 添付書類

- ア 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出書類一覧表
- イ 使用印鑑届
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（申請日において、有効かつ最新の通知書）
- エ 委任状（支店等への委任事項がある場合のみ添付）
- オ 完成工事高調書
- カ 技術職員の略歴書
- キ 特別管理産業廃棄物管理責任者名簿（市内建設業者のみ提出）
- ク 営業所一覧表（市外建設業者のみ提出）
- ケ 事業所等所在地見取図及び事業所等写真（高知市内に本社又は営業所等がある場合のみ添付）
- コ 営業所（支店）調書（高知市内に営業所等がある市外建設業者のみ提出）
- サ 舗装工事施工体制状況調書（舗装の工事種別を申請する市内建設業者のみ添付）
- シ 給配水管工事等資格者名簿（管又は水道施設の工事種別を申請する市内建設業者のみ添付）
- ス 建設業の許可通知書又は証明書
- セ 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- ソ 代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
- タ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）
- チ 社会保険料の納入確認（証明）書（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について滞納がないことが分かる確認書又は証明書）
- ツ 国民健康保険料完納証明書（滞納がないことが分かる証明書。高知市の場合は、市税等の納税証明書に含まれる。）
- テ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ添付）
- ト 暴力団の排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ナ その他市長が必要と認める書類

3 受付期間

令和3年2月1日から同年3月1日まで。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。

4 受付場所

高知市役所総務部契約課（高知市上下水道局企画財務課を経由する方法により、資格審査申請書を提出することも可能）

5 申請方法

- (1) 郵送によるものとする。
- (2) 高知市及び高知市上下水道局両方に申請する場合は、両方の申請書をまとめていずれか1か所の窓口に出すものとし、その際、1部は原本、1部は写しとする。ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口で原本を提出するものとする。

6 資格審査の結果の公表及び通知並びに資格の取消し

- (1) 審査の結果、市長が資格を有すると認めた者は、資格者名簿に登載し、高知市役所総務部契約課において公表するものとし、契約課ホームページへの資格者名簿の掲載をもって審査結果の通知とする（掲載日：令和3年5月27日（予定））。
- (2) 市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
 - ア 審査基準日以後に第1項第1号ア(ア)から(エ)まで及び(ク)に掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

7 資格の再審査

次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した有資格者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合において、有資格者の申請により、再度資格審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者

8 指名停止等

市長は、有資格者が業務等について不誠実又は法令違反等の行為があったときは、別に定める基準により指名停止等を行う。

9 建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請内容の変更

建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出した後、申請内容に変更があったときは、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。